

社会福祉法人緑の風福祉社会 役員報酬規程

(役員報酬支給基準)

- 第1条 社会福祉法人緑の風福祉社会の理事、評議員及び監事（以下「法人役員」という）が理事長の指示或いは理事会の委任を受け下記の業務を行う場合、同法人の定款「（評議員の報酬等）第七条」および「（役員の報酬等）第二〇条」に基づき、「別表：報酬等の支給基準」にしたがって報酬を支給する。ただし、法人役員が法人の管理者である場合には本規程を適用しない。

(理事および監事に対する年間支給総額範囲)

- 第2条 理事および監事に対して支給することができる額は、各年度の総額が六十万円を超えない範囲とする。

(役員報酬の清算)

- 第3条 役員報酬は原則として任務終了後清算支払いとするが、必要がある場合は事前に概算額を支払い、任務終了後清算することができる。

(施行)

- 第4条 この役員報酬規程は、令和4年4月1日から施行する。
-

【参考】

(評議員の報酬等)

- 第七条 評議員に対して、各年度の総額が五十万円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員の報酬等)

- 第二〇条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

別表:報酬等の支給基準

1. 役員の報酬／日額

(1) 理事

- ① 理事会への出席 3,000 円
- ② 上記の他、法人業務のための出勤 3,000 円

(2) 監事

- ① 監事による会計監査 10,000 円
- ② 上記の他、法人業務のための出勤 3,000 円

(3) 評議員

- ① 評議員会への出席 3,000 円
- ② 上記の他、法人業務のための出勤 3,000 円

ただし、書面決議等、議を経ずに文書等のみで賛否を表明する場合は半額とする。
法人業務のための出勤には運営委員会を含む

2. 費用弁済

- ① 交通費として 2,000 円
- ② 2,000 円を超える場合は実費とする。

ただし、書面決議、リモート会議等、対面ではない参加形態の場合には支給しない。

3. その他

- ・ 支給額は源泉徴収額を差し引いた額とする。
- ・ 2022 年4月1日に遡って支給する。